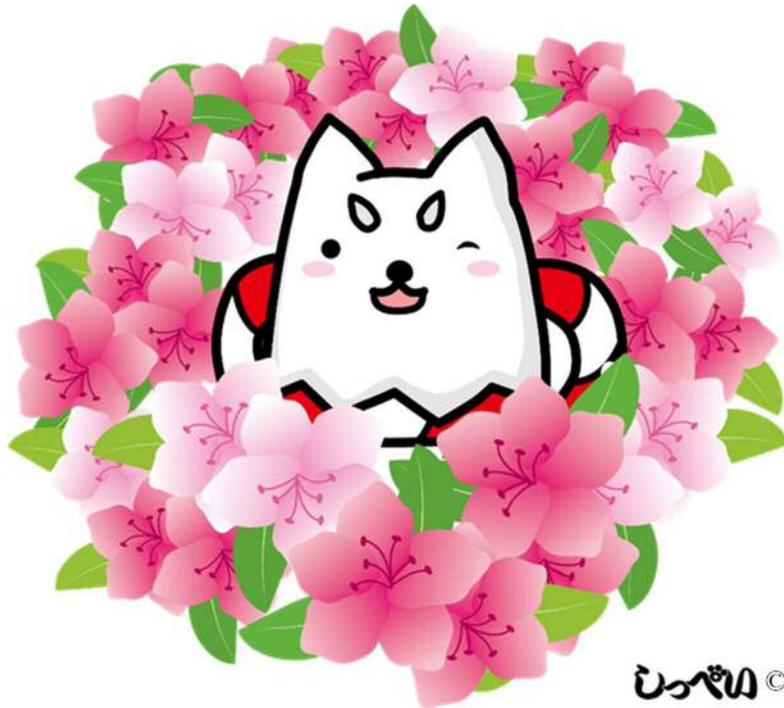


随時募集

令和8年度 磐田市放課後児童クラブ
利 用 募 集 案 内

この利用募集案内には、児童クラブの申請に関わる必要な事項が記載されています。
よくお読みいただいたうえで、申請してください。



ひっぺり ©磐田市

★放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後や春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日において、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ

令和7年度 放課後児童クラブ一覧

クラブ名	場 所	電話番号	メールアドレス
磐田北小第1児童クラブ	見付交流センター-2階	080-8269-0099	iwakita.1@docomo.ne.jp
磐田北小第2児童クラブ	磐田北小北校舎1階	090-2346-8056	m-kita.jidou8056@docomo.ne.jp
磐田北小第3児童クラブ	磐田北小北校舎2階	080-1584-8893	m-kita.jidou8893@docomo.ne.jp
磐田北小第4児童クラブ	磐田北小南校舎1階	080-8979-9442	iwakita.4@docomo.ne.jp
磐田北小第5児童クラブ	磐田北小南校舎北側2階	090-7915-8071	iwakita.5@docomo.ne.jp
富士見小第1児童クラブ	富士見小学校内専用施設	080-1607-9782	fujimi-jidou1@docomo.ne.jp
富士見小第2児童クラブ	富士見小学校内専用施設	090-3153-7666	fujimi-jidou2@docomo.ne.jp
富士見小第3児童クラブ	磐田市富士見町3-7-10 FUJI (借家)	090-7670-2083	fujimi-jidou3@docomo.ne.jp
磐田中部小第1児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	090-5616-5577	tyubusyou-ji@docomo.ne.jp
磐田中部小第2児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2618-5398	tyubusyou-ji2@docomo.ne.jp
磐田中部小第3児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-8979-9443	tyubusyou-ji3@docomo.ne.jp
磐田中部小第4児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	070-2646-9996	tyubusyou-ji4@docomo.ne.jp
磐田西小第1児童クラブ	中泉交流センター-2階	090-5850-1877	iwanishi.jidou@docomo.ne.jp
磐田西小第2児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2653-9263	iwanishi.jidou2@docomo.ne.jp
磐田西小第3児童クラブ	磐田西小南校舎1階	080-2632-7932	iwanishi.jidou3@docomo.ne.jp
東部小第1児童クラブ	御厨交流センター1階	080-1585-1440	i-toubujidou1@docomo.ne.jp
東部小第2児童クラブ	東部小南校舎1階	080-1607-9759	i-toubujidou3@docomo.ne.jp
東部小第4児童クラブ	東部小学校内専用施設1階	090-5618-5788	i-toubu.jidou4@docomo.ne.jp
東部小第5児童クラブ	東部小学校内専用施設2階	090-2949-1471	i-toubu.jidou5@docomo.ne.jp
田原小第2児童クラブ	田原小北校舎1階	080-1607-9764	tahara-jidou2@docomo.ne.jp
磐田南小第1児童クラブ	磐田南小北校舎1階	080-1580-3059	iwataminami1@docomo.ne.jp
磐田南小第2児童クラブ	旧農協天竜支店1階	090-7959-0532	iwataminami2-jidou@docomo.ne.jp
磐田南小第3児童クラブ	旧農協天竜支店2階	080-2632-7931	iwataminami2-jidou2@docomo.ne.jp
長野小第1児童クラブ	長野小南校舎1階	090-5600-7711	naganosyou-jidou@docomo.ne.jp
長野小第2児童クラブ	長野小南校舎1階	080-8979-9444	naganosyou-jidou2@docomo.ne.jp
向笠小児童クラブ	向笠小学校体育館2階	090-5600-8388	mukasashou-jidou@docomo.ne.jp
大藤小児童クラブ	大藤小南校舎1階	080-1607-9783	oofujisyou-jidou@docomo.ne.jp
岩田小児童クラブ	岩田小特別棟1階	080-8255-0771	iwatashou-jidou@docomo.ne.jp
福田小第1児童クラブ	福田小南校舎1階	080-2649-8119	fukude1.jidou@docomo.ne.jp
福田小第2児童クラブ	福田小南校舎2階	090-7959-1163	fukude2@docomo.ne.jp
福田小第3児童クラブ	福田小北校舎1階	080-1607-9769	fukude3@docomo.ne.jp
豊浜小児童クラブ	豊浜小南校舎1階	080-1607-9772	toyohamasyou-jidou@docomo.ne.jp

令和 7 年 11 月 1 日現在

クラブ名	場 所	電話番号	メールアドレス
竜洋西小第1児童クラブ	竜洋西小北校舎1階	080-1320-4323	ryu-nishisyou1@docomo.ne.jp
竜洋西小第2児童クラブ	竜洋西小学校内専用施設	080-1625-7785	ryu-nishisyou2@docomo.ne.jp
竜洋東小児童クラブ	竜洋東小1階	090-2949-1470	ryu-higashisyou@docomo.ne.jp
竜洋北小児童クラブ	竜洋北小1階	090-2949-1472	ryu-kitasyou-jidou-club@docomo.ne.jp
豊田北部小第1児童クラブ	豊田北部小北校舎1階	090-7049-3981	toyodahokubujidouclub@docomo.ne.jp
豊田北部小第2児童クラブ	豊田北部小北校舎1階	090-4219-2815	toyodahokubu2@docomo.ne.jp
豊田北部小第3児童クラブ	豊田北部小北校舎1階	080-1607-9776	toyodahokubu3@docomo.ne.jp
豊田東小第1児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-4796-7647	toyo-higashi-j@docomo.ne.jp
豊田東小第2児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-7039-2247	toyo-higashi-j2@docomo.ne.jp
豊田南小第1児童クラブ	豊田南小南校舎専用室	090-7048-2546	toyodaminamijidouclub@docomo.ne.jp
豊田南小第2児童クラブ	豊田南小学校体育館2階	080-2653-9264	toyodaminamijidouclub2@docomo.ne.jp
豊田南小第3児童クラブ	磐田市森下331 森下ビル南棟2階(賃貸ビル)	080-8262-4947	toyodaminamijidouclub3@docomo.ne.jp
青城小第1児童クラブ	青城小北校舎1階	090-7048-7596	seijou-jidouclub1@docomo.ne.jp
青城小第2児童クラブ	青城小北校舎1階	080-8979-9445	seijou-jidou2@docomo.ne.jp
青城小第3児童クラブ	青城小学校内専用施設	080-8703-5302	seijou-jidou3@docomo.ne.jp
豊岡南小第1児童クラブ	豊岡南小北校舎1階	090-8964-9071	toyominami@docomo.ne.jp
豊岡南小第2児童クラブ	豊岡南小北校舎1階	080-1625-2361	toyominami2@docomo.ne.jp
豊岡北小児童クラブ	豊岡北小学校内専用施設	090-7045-4546	tkjidoukurabu@docomo.ne.jp

問い合わせ： 磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ

磐田市国府台3-1・西庁舎3階

TEL：0538-37-2773

FAX：0538-36-1517

* 令和8年度放課後児童クラブ一斉募集は、令和7年12月12日で終了しました。

随時募集は、一斉募集に申請された方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。

◆令和8年度放課後児童クラブの利用申請について

※申請は年度ごとですので、令和7年度から引き続き利用希望の方も申請が必要です。

《利用基準:児童クラブの利用ができる方》

- (1) 令和8年度に磐田市内の小学校に就学する見込みの児童。(新1年生～新6年生)
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件を満たす就労証明書が必要です。また、疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。
 - * 勤務が夜間のみで開所時間に在宅する場合は、利用基準を満たしません。
 - * 交代制等、昼間と夜間の両方で勤務がある場合、昼間の勤務が次の条件に該当していれば、利用基準を満たします。また、夜間勤務の翌日は、放課後児童クラブを利用することができます。
 - * 延長時間(午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間)は、午後6時までのお迎えが困難なときに利用していただけます。この時間を利用した場合、別途延長料金がかかります。

授業のある日を利用する場合
午後1時から午後6時30分までの間で3時間以上、平日週3日以上勤務

長期休業期間を利用する場合
午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上、平日週3日以上勤務

土曜日を利用する場合
土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務

祝日を利用する場合
祝日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務
- (3) 70歳未満の祖父母が同居の場合は、保護者と同様に就労・疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、上記の条件を満たす就労証明書が必要です。また、疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。
 - ※同居とは、住民基本台帳(住民票)における同一世帯のことを指します。
- (4) 放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと。

○利用基準を満たしているか確認をしてから申請をしてください。○

1 利用申請受付期間

令和8年2月13日(金)から受付開始 ※土・日、祝日を除く

●利用希望日の1か月前までに申請してください。

※ 但し、長期休業期間の利用を希望する場合の随時受付第1次期限は下記のとおりです。

下記日程以降も利用希望日の1か月前まで申請は受け付けますが、随時受付第1次期限までに申請された方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。また、審査結果の通知が利用開始間際になる可能性がありますので、ご了承ください。

○長期休業期間利用の随時受付第1次期限

【夏休み】(令和8年2月13日～令和8年5月15日) →審査結果通知:令和8年6月中旬

【冬休み】(令和8年2月13日～令和8年10月31日) →審査結果通知:令和8年11月中旬

【春休み】(令和8年2月13日～令和8年10月31日) →審査結果通知:令和8年11月中旬

●申請者多数の場合は利用をお待ちいただく場合がございます。

●兄弟姉妹で申請する場合も、一人ずつ申請が必要です。

2 利用申請に必要な書類

必要書類を全て揃えて申請をしてください。※提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できません。

- ① 放課後児童クラブ利用申請書・同意書
- ② 放課後児童クラブ調査票
- ③ 申請理由を証明する書類（保護者、同居の70歳未満の祖父母）

申請理由	証明書類	注意事項
就労	就労証明書	就労予定証明書も可（就職後、就労証明書の提出が必要） 農業・自営業等の場合、確定申告書（第一表）や開業届等の写しの添付または民生委員の証明が必要 ※就労状況の確認のため勤務表等の提出を求める場合や、勤務先に直接問い合わせをする場合があります。
疾病・負傷	診断書	家庭保育が困難であるという医師の所見の記載が必要 入院計画書も可
障害	障害者手帳（コピー）	
出産	母子手帳（コピー） ※表紙と出産(予定)日記載ページ	出産時の利用期間は産前8週間、産後8週間
介護・看護	・申立書（介護・看護者） ・介護保険証（要介護・要支援認定）、障害者手帳、診断書等（コピー）	介護・看護が必要であることを証明する公的書類が必要
就学	・在学証明書 ・授業の予定表 ・申立書 など	就学時間がP. 1「利用基準（2）」の時間帯を満たしている
虐待・DV等	申立書	関係機関の通知等も必要
その他	申立書	申立の内容によっては利用基準を満たさないと判断する場合があります

* 各証明書類について

- ・申請日の3か月以内に発行された書類のみ有効とする。
- ・保育園入園申請時に提出した書類のコピーは可とする。
- ・兄弟姉妹で申請する場合は、児童一人分は原本、他の児童分はそのコピーでも可とする。
(コピーは、必ず各自で用意のうえ、申請してください。)
- ・修正液等により修正された証明書は無効となります。訂正する場合には、証明者の訂正印をお願いします。
- ・電子申請の場合は、必要書類をスマートフォン等で写真を撮り添付してください。
- ・「申請理由を証明する書類」のうち、保育園の入園申込・継続入園確認届の証明書類としてお使いいただけるものがあります。必要に応じて控えをお手元に残しておくなど、対応をお願いします。なお、書類の有効期限等は提出先にご確認ください。

* 各申請書類について

- ・申請書や提出された証明書等により審査を行うため、不備があり審査ができない場合は、確認の連絡や再度申請書類の提出をお願いすることがあります。
- ・利用希望児童1名につき、申込書類等は各1枚ずつ提出が必要となります。

3 電子申請での申込みについて

スマートフォンやパソコンからの電子申請が可能です。下記注意事項等をご確認のうえ、電子申請を行ってください。電子申請をする方は、以下の URL、QR コードより磐田市ホームページ「令和 8 年度放課後児童クラブの利用申請について」をご確認の上、「令和 8 年度磐田市放課後児童クラブ利用申込フォーム」より申請ください。受付開始は令和 8 年 2 月 13 日（金）となります。

「令和 8 年度放課後児童クラブの利用申請について」



URL:https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate_kyouiku/shougakkou_cfuugakkou/shougakkou/houkago_jidouclub/1015804.html

電子申請の注意事項

- ・送信が完了すると、申請完了メールが届きます。no-reply@logoform.jp からのメールを受信できるように設定してください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、1 人ずつ申請が必要です。
- ・就労証明書等の申請理由を証明する書類については、画像データを添付する必要があります。必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで、申請してください。
- ・同一の児童に対し、複数回申請がされるケースが多発しています。申請後は、申請した履歴や内容をお手元に控えていただくなど、対応をお願いいたします。

「令和 8 年度磐田市放課後児童クラブ利用申込フォーム」



URL: <https://logoform.jp/f/R0zUq>

4 利用審査について

- (1) 昼間、家庭保育が困難な事情を考慮し、低学年や必要度の高い児童を優先に審査します。申請者が多数いる場合は利用をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。
- (2) 同一小学校において 2 か所以上で児童クラブを開設している場合は、事務局が振り分けを行い、利用する児童クラブを決定します。入学前に児童が在園していた幼稚園、保育園を基にしたクラブ分けは行いません。また、年度毎にクラブ編成を行いますのでご了承ください。
- (3) 磐田市の放課後児童クラブを初めて利用する場合は、利用開始前に説明会または面接があります。ご参加いただけない場合は、放課後児童クラブの利用が開始できません。前年度と利用クラブが変更になる場合は、説明会または面接への参加は必要ありません。
- (4) 申請内容に事実との相違や虚偽が認められた場合、利用の決定を取り消すことがあります。

5 利用申請受付場所及び時間

* 郵送、支所窓口での受付はできません。

- 磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ（西庁舎 3 階）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日除く）
- 市内各放課後児童クラブ
午後 1 時から午後 6 時まで（土曜日・日曜日・祝日除く）
- 電子申請（24 時間、土曜日・日曜日・祝日も申込可能）
受付期間の最終日、午後 11 時 59 分までに入力を完了させてください。

6 随時募集の審査結果について

申請内容 (利用希望)		審査結果通知
授業のある日+長期休業期間または授業のある日のみ		利用希望日の約2週間前
長期休業期間のみ	4月春休み	令和8年3月下旬以降
	7月、8月夏休み	令和8年6月中旬
	12月、1月冬休み、3月春休み	令和8年11月中旬

*育児休業中の方は、利用開始日が復職日以降になります。

*郵便事情により、結果通知の到着が遅れることがあります。上記の日を過ぎても結果が届かない場合や、審査結果通知が届く前に児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、事務局 (TEL:0538-37-2773) までご連絡ください。

7 その他

放課後児童クラブでは、子ども達が異年齢の中で主体性、社会性を育みながら集団生活をします。しかし、子どもの特性は様々で、多人数の中に居ることや大きな音が苦手、あるいは障がいをかかえて集団生活が困難など、多種多様な表れがあります。

子どもの訓練や療育を考え、専門的な支援を望まれる方には『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。また、そのサービスと放課後児童クラブを併行して利用することも可能です。子どもにとって一番良い選択をお考えください。なお、『放課後等デイサービス』の詳細については、磐田市こども未来課発達相談グループ (TEL:0538-37-2761) へお問い合わせください。

◇利用申請をする前に…利用申請をしたものの、様々な事情で、児童クラブの利用の変更や中止をされる方が増加しています。利用申請をする前に『児童クラブの利用が本当に必要であるか』ご家族、子どもとよく話し合っ、申請をしてください。また、利用をする際にも『なぜ児童クラブに行くのか』を伝えていただき、子どもが主体的に児童クラブに通えるようご理解ご協力をお願いします。

8 民間児童クラブの開設状況について

市内で民間放課後児童クラブが開設されています。詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

・社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷こども園こうのとり東 放課後児童クラブ『オリーブ』
(磐田市東新屋 271-3) TEL:0538-35-8567

・社会福祉法人 染葉会 豊田みなみ保育園 学童『ホッと』
(磐田市豊田西之島 552) TEL:0538-32-3078

・株式会社プラス ハッピー第2保育園2F 『ハッピー富士見児童クラブ』
(磐田市富士見台 4-3) TEL:0538-86-5566

・社会福祉法人 シオン会 いずみ第三保育園 放課後児童クラブ『Joy seed』
(磐田市見付 5018-5) TEL:080-2795-5048

・株式会社敬客愛技大樹会 敬客愛技大樹放課後クラブ
(磐田市見付 2638-1) TEL:080-8015-5789

・社会福祉法人 愛光会 認定こども園ハローうさぎ山 学童保育『たいじゅ♪』
(磐田市東貝塚 205-1) TEL:0538-37-2100

児童クラブの開所時間、利用料等について

1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、児童クラブを利用できません。》

開所日	開所時間	持参するもの
授業のある日	午後1時から午後6時30分まで	水筒、弁当（給食がない場合）、おやつ袋
長期休業期間・学校振替休日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ袋
土曜日・祝日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ、おやつ袋

《注意事項》

- *開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。
- *利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。
- *土曜日・祝日は、富士見小第1児童クラブ、磐田西小第1児童クラブ、磐田南小第2児童クラブ、豊田東小第1児童クラブの4箇所が開所します。

2 閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 盆休み（8/13から8/15まで）、年末年始（12/29から1/3まで）

3 利用料等

(1) 利用料（おやつ代・留守家庭児童団体傷害保険料を含む）

利用期間	利用料
4月～7月／9月から翌年3月まで	月額 7,000円
4月春休み、7月夏休み、12月冬休み、1月冬休み、3月春休み	月額 3,500円
8月 *1	月額 11,000円
8月（2学期始業式から8/31までの授業のある日のみ利用の方）*2	月額 5,500円
土曜日・祝日	1日 500円
延長時間（午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間）	1日 300円

*15日以前に利用中止、16日以後に利用した場合には、利用料が半額（注）になります。

*利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。

（注）：利用開始月、利用中止月以外で利用料の半額対応はできません。

*1 8月の夏休みは、途中で退所した場合でも全額の利用料がかかります。

*2 この期間の利用日数が0日の場合、8月分の利用料はかかりません。

(2) 利用料の納付

- ・利用料は口座振替での納入です。利用決定後、金融機関で口座振替の手続きをお願いします。
- ・口座振替日は利用翌月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

(3) 利用料の減額または免除

以下に該当する世帯について、申請により利用料の減免を受けることができます。

要件を確認し、**利用決定後**に減免申請書を提出してください。

	要 件	減免後の利用料	申請期限など
ア	児童が病気その他やむを得ない事情で欠席が1か月に及んだ	0円	全日欠席した月の翌月5日まで（休日の場合前営業日）
イ	生活保護法による生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者又は就学援助の適用を受けている世帯	1,500円	提出月の利用料から減免対象（利用開始月より前に提出した場合利用開始月から対象）
ウ	利用日の属する年度の市民税が非課税となる世帯	1,500円	
エ	被災その他特別に事情がある	1,500円	
オ	おやつを提供を希望しない	利用料金から1,500円を引いた額	利用開始日5営業日前まで

* 利用料が半額となっている場合は、減免の額も半額となります。

* 土曜日・祝日・延長保育利用分は減免の対象にはなりません。

4 ブロック割と運営事業者

- 令和7年度から、民間事業者への運営業務委託を行っています。磐田市全体を4ブロックに分割し、1事業者が1ブロックを運営します。
- 民間委託は、民営化とは異なり、業務の一部を事業者が行うものとなります。市と事業者が協力して、児童クラブに関する業務を進めていきます。

《市が行うこと》

入退所に関すること、利用料に関すること、運営場所の確保、契約等の事務 など

《事業者が行うこと》

支援員の雇用・勤務に関すること、児童の見守り、児童の入退室や欠席の管理、相談対応、おやつ・昼食の提供 など

東ブロック

事業者：株式会社東海道シグマ（TEL：090-4235-8789）

小学校：磐田北・富士見・田原・東部

西ブロック

事業者：株式会社明日葉（TEL：053-582-7661）

小学校：磐田中部・磐田西・豊田南・青城

南ブロック

事業者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（TEL：053-451-7057）

小学校：磐田南・長野・福田・豊浜・竜洋西・竜洋東・竜洋北

北ブロック

事業者：株式会社アンフィニ（TEL：053-489-5461）

小学校：向笠・大藤・岩田・豊田北部・豊田東・豊岡南・豊岡北

記入例

同意書

申請書（表面）と同じ
提出日をご記入ください。

令和8年 2月 〇〇日

磐田市長

申請者（保護者）（父）住所 磐田市国府台〇〇-〇

「放課後児童クラブ利用申請書」（表面）の
申請者（保護者）ご本人の自署をお願いします。

氏名 磐田 太郎 

（母）住所 磐田市国府台〇〇-〇

氏名 磐田 花子 

*当該児童にかかる「放課後児童クラブ利用申請書」の申請者（保護者）
ご本人の自署をお願いします。

私は、児童氏名 磐田 一郎 の放課後児童クラブ利用申請にあたり次の事項に同意
します。

●児童クラブでの生活

1. 申請している内容（就労、家族構成、住所等）に変更があった場合は速やかに申し出ること。
2. 同一学校に複数の児童クラブがある場合、市が示したクラブの編成に従うこと。
3. 児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、支援員を中立の立場とし、当事者間で円満な解決を図ることのできるよう努めること。
4. 他者に対する暴力行為があった場合や、集団生活のルールを守らないことがあった場合、退所を含めた指導に応じること。
5. 故意に器物損壊した場合は、保護者が費用を負担すること。

●個人情報の取り扱い

1. 市が利用管理のために、住民基本台帳、市民税課税情報、生活保護法に基づく被保護者情報、児童扶養手当受給資格者台帳、就学援助費認定台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
2. 放課後児童クラブにおける支援の継続性のため、市が児童の卒園した（する）保育園や幼稚園から、児童の在園時の情報を得ること。
3. 児童の健全育成のため、市が学校など関係機関と児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。
また、食物アレルギー保有者については、各学校が保管している「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表」の情報を得ること。
4. 放課後児童クラブの利用料に未納が生じた場合、市が関係法令（地方自治法施行令、民法ほか）に基づき行う債権保全措置（裁判所による支払督促、訴訟、強制執行等）に関する調査（所在、勤務先、収入及び財産などの調査）を行うこと。
5. 前項の調査に対して、当該調査をする対象先が保有する個人情報の開示をすること。

記入例

令和8年度 放課後児童クラブ調査票（表）

学校名	磐田 小学校	学年	3 年	フリガナ 児童名	イワタ イチロウ 磐田 一郎
-----	---------------	----	------------	-------------	---------------------------------

- 1 帰宅方法（可能性があるものすべてに○を付ける）
- (1) **迎え** 迎えに来る人（**母、父、父方祖父**）
 (3) 兄弟姉妹で帰る (4) ファミリーサポートセンター等利用

お迎えに来る可能性がある方
すべてご記入ください。

2 利用日（保護者等の仕事が休みの日は、児童クラブを利用できません。）

	月	火	水	木	金
出欠(○・×)	×	○	○	×	○
保護者等休日	母休日				
その他欠席理由(習い事等)				習事	

*保護者等休日欄は父母、70歳未満の同居の祖父母のうち1名以上が休日の場合に記入してください。

3 緊急連絡先（電話は携帯や勤務先等で、必ず連絡のとれる番号を記載してください。）

	氏名	続柄	連絡先種類（携帯、職場）等	電話番号
第1順位	磐田 花子	母	携帯	連絡がつかない場合を考慮し、 最低2つ以上ご記入ください。
第2順位	磐田 花子	母	職場	
第3順位	磐田 〇〇男	祖父	家	0538-**-****
第4順位	磐田 太郎	父	職場携帯	090-****-****

*日本語がわからない方は、通訳人の連絡先を必ずご記入ください。

4 児童の健康状態等

健康状態	平熱 36.3 °C 具体的に：病名など ・ てんかんで朝晩服薬中。	子どもの健康状態や障がい等、心身の状態を理解することは、支援をする上でとても重要です。些細なことでもご記入ください。
集団生活を送るうえで配慮を要すること	無・ 有 （ 普通学級 支援学級） 具体的に：病名など ・ 気持ちを切り替えるのが難しく、一度立たい怒ったいすると落ち着くのに時間がかかります。	
感染症歴 (予防接種済：△ 既往：○)	おたふく風邪(○)・水疱瘡(△)・麻疹(△)・風疹(?) その他 ※食物アレルギー有の方は、エピペンの処方の有無についてもご記入ください。	
食物アレルギー	無・ 有 該当食物： 卵・ナッツ類 エピペンの処方 無 ・有	
薬の服用 (服用がある方のみ記入)	薬名 ○○○○○ 保管場所 ランドセルの中 効能 てんかんを抑える 注意事項 発作が起きた場合は救急車要請	
療育手帳	無 ・有 身体障害者手帳 無 ・有	
治療・相談中の病院、施設	病院名 ○○○病院 TEL 0538 (12) 3456	

記入例

令和8年度 放課後児童クラブ調査票（裏）

5 祖父母の状況（不明な場合等含め、必ず全員についてご記入ください。※年齢は令和8年4月1日現在）

区分	氏名	年齢	同居・別居等	住所	勤務先・健康状態（病名）等
		生年月日			
父方	祖父 磐田 ○男	72	同居・ 市内別居・ 市外別居・不在	磐田市国府台 〇〇-〇	農業
		S28. 5. 1			
母方	祖母 磐田 ○子	68	同居・ 市内別居・ 市外別居・不在	同上	〇〇〇(株)
		S32. 8. 23			
母方	祖父 静岡 ○夫	71	同居・ 市内別居・ 市外別居・不在	浜松市△△区 ××456	無職 健康状態良好
		S29. 11. 15			
母方	祖母	. .	同居・ 市内別居・ 市外別居・不在	不在の場合は、同居・別居等の欄の「不在」を○で囲み、それ以外の欄は空白になります。	

- * 市内在住の70歳未満の祖父母（就労証明書等）の提出を
- * この内容に虚偽の事実が

世帯分離をしている場合は、市内別居に○をしてください。

70歳未満の祖父母が同居の場合は、就労証明書等の提出が必要です。

◎ 放課後児童クラブの運営に関するニーズ調査について（アンケート）

この調査は、国・県に補助金交付申請をするための資料の他、今後の放課後児童クラブ運営の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それぞれの項目について、希望する・希望しないのどちらかに○印をつけてください。

土曜日に開所した場合	利用を（希望する） ・ （希望しない）
日曜日に開所した場合	利用を（希望する） ・ （希望しない）
祝日に開所した場合	利用を（希望する） ・ （希望しない）
開所時間を延長した場合	利用を（希望する） ・ （希望しない）

記入例

※記入漏れにご注意ください

【利用基準】

- 授業のある日
午後1時から午後6時30分までの間で3時間以上、平日週3日以上勤務
- 長期休業期間
午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上、平日週3日以上勤務
- 土曜日・祝日
午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上

※就労時間・日数が不足する場合や、夜勤のみなどで利用基準を満たさない就労の場合、放課後児童クラブの利用はできません。
※残業等を含めることで基準を満たす場合は、時間外勤務によって基準を満たすことが分かるように、日数や時間などを明確に追記してください。

就労証明書

就労予定証明

令和8年度

磐田市長様

児童氏名

いわた いちろう
磐田 一郎

申請者	住所	磐田市 国府台〇〇番地〇		
	氏名	磐田 花子		
	児童との続柄	父・ <u>母</u> ・祖父・祖母	通勤時間	片道 時間 10分 (<u>車</u> ・電車・自転車・他)

※下記の欄は必ず事業所、雇主が記入してください。(この用紙は内閣府及び厚生労働省が示す『就労証明書の標準的様式』による提出も可能です。詳しくは磐田市ホームページ「放課後児童クラブ」をご覧ください。)

就労形態 就労業種	常勤(日勤・交替)・ <u>パート</u> ・自営・派遣
	業種 (<u>一般事務</u>)

※雇用期間が定められている場合は期間を記入してください。

雇用期間 令和7年 10月 1日 ~ 令和8年 3月 31日

就労年月日 令和元年 4月 1日 (採用)・採用予定 (いずれか)

勤務場所
〒410 静岡県磐田市国府台△番地△△

×××(株) □□課 Tel 0538 (**) ****

残業等、時間外に勤務があり、配慮を要する場合は、証明者や上司の署名押印とともに日数・時間等を欄外に追記してください。署名・押印のないものは無効です。

土・祝に出勤の可能性のある場合は、平日と就労時間が同一の場合でも、就労時間欄に時間を記入してください。

(平日) 9時 30分 ~ 15時 30分 (実働 5時間) 週3日、終業後1時間以上の残業あり (鈴木)

就労時間 (土曜) 9時 30分 ~ 15時 30分 (実働 5時間) 土曜も出勤の可能性あり

固定曜日でシフト制の場合は、シフト制と該当曜日のすべてにレ点を入れてください。
※例：月～金の間で週4日のシフト制で土曜も出勤の可能性のある場合、就労日数は4日と記入し、月～土とシフト制の計7か所にレ点を入れる。

就労日数	週平均 4日	出勤曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝 <input checked="" type="checkbox"/> シフト制
育児休業	令和 年	就労日数や出勤曜日の記載が難しい場合は、勤務の実態を欄外に追記してください。	
出産休暇	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	例：月～木曜日の4日間は固定で出勤 金～日曜日の間で1日出勤の週5日 月2回程度土曜に休日出勤あり (鈴木)	

上記のとおり就労していることを証明します。

令和 8年 1月 〇日

証明者所在地

静岡県磐田市国府台△番地△△

申請日より3か月以内に発行されたものに限り有効です。

事業所名(役職)

×××株式会社

(民生委員の方は担当地区名)

人事課長 ○○ ○○

印

【就労証明書の提出前に再度ご確認ください】

- 空欄・記入漏れはありませんか
- 訂正箇所には訂正印の押印があり、修正液等は使われていませんか
- 「証明日」欄には、申請から3ヵ月以内の日付となっていますか
- 「証明者」欄には、証明者の押印がありますか
- 「雇用期間」は期限切れとなっていますか
- 「通勤時間」の記入漏れはありませんか
- 「就労時間」「就労日数」は、ともに利用基準を満たしていますか

りますので、該当事項について事実と相違ない

は、地区民生委員の証明をお願いします。

で地区民生委員の証明に代えることができます。

ます。

訂正印をお願いします。(修正液使用不可)

令和8年度磐田市放課後児童クラブ 利用申請チェックリスト

	✓	確認事項
共通	<input type="checkbox"/>	すべての欄に記入漏れがないことを確認しましたか？
	<input type="checkbox"/>	記入間違いは、二重線と訂正印で訂正されていますか？ ※修正テープ等は使用不可
申請書・同意書	<input type="checkbox"/>	令和8年度の様式ですか？
	<input type="checkbox"/>	申請者は自署で正しく記入しましたか？
	<input type="checkbox"/>	単身赴任に該当する場合、備考欄に記入はありますか？
	<input type="checkbox"/>	表裏両面に印鑑は押しましたか？
	<input type="checkbox"/>	利用希望期間は、希望する利用形態や就労状況に合わせて正しく記入しましたか？ ※育児休業中は利用できません
	<input type="checkbox"/>	希望する利用形態すべてにレ点を記入しましたか？
	<input type="checkbox"/>	同意書の児童名は記入しましたか？
調査書	<input type="checkbox"/>	緊急連絡先は2つ以上記入しましたか？
	<input type="checkbox"/>	祖父母の状況は漏れなく全員分記入しましたか？ ※ひとり親家庭を除き、同居・別居等欄に空欄はありませんか？
	<input type="checkbox"/>	⇒祖父母がいない場合や不明な場合は、「不在」に○をしましたか？ ※不在の場合、それ以外の欄は空欄
	<input type="checkbox"/>	祖父母の年齢と生年月日は正確ですか？
申請理由証明書類	<input type="checkbox"/>	保護者(父・母)2名分準備されていますか？(ひとり親家庭を除く) ※単身赴任等で住民票が磐田市にない場合、提出不要
	<input type="checkbox"/>	同居(住民票の住所が同一)の70歳未満の祖父母がいる場合、基準を満たす就労証明書や診断書等がありますか？
	<input type="checkbox"/>	申請日の3か月以内に発行された書類ですか？
	<input type="checkbox"/>	疾病等で診断書を提出する場合、保育の可否は否に○がされていますか？
	<input type="checkbox"/>	⇒市の専用様式以外で提出する場合、医師の所見として保育が困難であることが記入されていますか？
就労証明書	<input type="checkbox"/>	就労時間・就労日数は、ともに利用基準を満たしていますか？ ※授業のある日・長期休業期間・土曜日・祝日について、それぞれ利用基準と照らし合わせてください
	<input type="checkbox"/>	申請者記入欄はすべて記入されていますか？「通勤時間」は記入しましたか？
	<input type="checkbox"/>	「実働時間」は記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	「就労年月日」は記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	雇用期間が定められている場合、雇用期間は切れていませんか？
	<input type="checkbox"/>	「勤務場所及び勤務先名」には、会社名と住所、電話番号が記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	「出勤曜日」には、過不足なくレ点が記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	土曜日や祝日を申請する場合は、「利用時間」と「出勤曜日」に正しく記入がされていますか？ ※就労証明書に利用基準を満たす時間と曜日(レ点)両方の記入がない場合、土曜日や祝日は申請できません
	<input type="checkbox"/>	「就労日数」は月平均ではなく 週平均 の日数が記入されていますか？
	<input type="checkbox"/>	事業所や事業主の証明印が押してありますか？
	<input type="checkbox"/>	自営業(株式会社・有限会社除く)や農業従事者は、確定申告書か開業届の写しは添付されていますか？
	<input type="checkbox"/>	⇒確定申告書か開業届の写しがない場合、民生委員の証明がありますか？
	<input type="checkbox"/>	残業等を含めることで基準を満たす場合、証明者や上司の 署名押印と共に欄外に追記 がありますか？ 〈追記例〉週3日以上、1時間残業あり 上司氏名+上司印鑑 ※日数や時間などを明確に追記すること
	<input type="checkbox"/>	就労証明書の不備は、勤務先の証明者が追記・修正をしていますか？ ※保護者による追記等は不可

**★リストにチェックが入らない事項は、不備の可能性があります。
不明な点がございましたら、市内各放課後児童クラブまたは
磐田市放課後活動課(0538-37-2773)までお問い合わせください。**

同意書

令和 年 月 日

磐田市長

申請者（保護者）（父）住所 _____

氏名 _____ 印

（母）住所 _____

氏名 _____ 印

*当該児童にかかる「放課後児童クラブ利用申請書」の申請者（保護者）
ご本人の自署をお願いします。

私は、児童氏名 _____ の放課後児童クラブ利用申請にあたり次の事項に同意します。

○児童クラブでの生活

1. 申請している内容（就労、家族構成、住所等）に変更があった場合は速やかに申し出ること。
2. 同一学校に複数の児童クラブがある場合、市が示したクラブの編成に従うこと。
3. 児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、支援員を中立の立場とし、当事者間で円満な解決を図ることのできるよう努めること。
4. 他者に対する暴力行為があった場合や、集団生活のルールを守らないことがあった場合、退所を含めた指導に応じること。
5. 故意に器物損壊した場合は、保護者が費用を負担すること。

○個人情報の取り扱い

1. 市が利用管理のために、住民基本台帳、市民税課税情報、生活保護法に基づく被保護者情報、児童扶養手当受給資格者台帳、就学援助費認定台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
2. 放課後児童クラブにおける支援の継続性のため、市が児童の卒園した（する）保育園や幼稚園から、児童の在園時の情報を得ること。
3. 児童の健全育成のため、市が学校など関係機関と児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。
また、食物アレルギー保有者については、各学校が保管している「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表」の情報を得ること。
4. 放課後児童クラブの利用料に未納が生じた場合、市が関係法令（地方自治法施行令、民法ほか）に基づき行う債権保全措置（裁判所による支払督促、訴訟、強制執行等）に関する調査（所在、勤務先、収入及び財産などの調査）を行うこと。
5. 前項の調査に対して、当該調査をする対象先が保有する個人情報の開示をすること。

令和8年度 放課後児童クラブ調査票（表）

学校名	小学校	学年	年	フリガナ 児童名	
-----	-----	----	---	-------------	--

1 帰宅方法（可能性があるものすべてに○を付ける）

- (1) 迎え 迎えに来る人 () (2) ひとりで帰る
 (3) 兄弟姉妹で帰る (4) ファミリーサポートセンター等利用 (5) その他 ()

2 利用日（保護者等の仕事が休みの日は、児童クラブを利用できません。）

	月	火	水	木	金
出欠(○・×)					
保護者等休日					
その他欠席理由(習い事等)					

*保護者等休日欄は、父母、70歳未満の同居の祖父母のうち1名以上が休日の場合に記入してください。

3 緊急連絡先（電話は携帯や勤務先等で、必ず連絡のとれる番号を記載してください。）

	フリガナ 氏名	続柄	連絡先種類(携帯、職場)等	電話番号
第1順位				- -
第2順位				- -
第3順位				- -
第4順位				- -

*日本語がわからない方は、通訳人の連絡先を必ずご記入ください。

4 児童の健康状態等

健康状態	平熱 ℃	
	具体的に：病名など	
集団生活を送るうえで 配慮を要すること	無・有 (普通学級・支援学級)	
	具体的に：病名など	
感染症歴 (予防接種済：△ 既往：○)	おたふく風邪 ()・水疱瘡 ()・麻疹 ()・風疹 () その他：	
食物アレルギー	無・有 該当食物： エピペンの処方 無・有	
薬の服用 (服用がある方のみ記入)	薬名	保管場所
	効能	注意事項
療育手帳	無・有	身体障害者手帳 無・有
治療・相談中の病院、施設	病院名 TEL ()	

令和8年度 放課後児童クラブ調査票（裏）

5 祖父母の状況（不明な場合等含め、必ず全員についてご記入ください。※年齢は令和8年4月1日現在）

区分	氏名	年齢		同居・別居等	住所	勤務先・健康状態（病名）等
		生年月日				
父方	祖父			同居 ・ 市内別居 ・ 市外別居 ・ 不在		
	S . .					
父方	祖母			同居 ・ 市内別居 ・ 市外別居 ・ 不在		
	S . .					
母方	祖父			同居 ・ 市内別居 ・ 市外別居 ・ 不在		
	S . .					
母方	祖母			同居 ・ 市内別居 ・ 市外別居 ・ 不在		
	S . .					

- * 市内在住の70歳未満の祖父母の方に、利用審査において、児童クラブの利用が必要なことを証明する書類（就労証明書等）の提出をお願いすることがあります。
- * この内容に虚偽の事実が判明した場合、退所となる場合があります。

◎ 放課後児童クラブの運営に関するニーズ調査について（アンケート）

この調査は、国・県に補助金交付申請をするための資料の他、今後の放課後児童クラブ運営の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それぞれの項目について、希望する・希望しないのどちらかに○をしてください。

土曜日に開所した場合	利用を（ 希望する ） ・ （ 希望しない ）
日曜日に開所した場合	利用を（ 希望する ） ・ （ 希望しない ）
祝日に開所した場合	利用を（ 希望する ） ・ （ 希望しない ）
開所時間を延長した場合	利用を（ 希望する ） ・ （ 希望しない ）

様式第2号（第2条関係）

宛番番号							
受付日		受付 クラブ名			受付者		

※利用申請時は、クラブ名の記入は不要です。

令和 年度 就労証明書
就労予定証明書

磐田市長様

ク ラ ブ 名	児童クラブ
学 校 ・ 学 年 (令和8年度の学年)	小学校 年
ふりがな 児童氏名	

申請者	住 所	磐田市		
	ふりがな 氏 名			
	児童との続柄	父・母・祖父・祖母	通勤時間	片道 時間 分 (車・電車・自転車・他)

※下記の欄は必ず事業所、雇主が記入してください。(この用紙は内閣府及び厚生労働省が示す『就労証明書の標準的様式』による提出も可能です。詳しくは磐田市ホームページ「放課後児童クラブ」をご覧ください。)

就労形態 就労業種	常 勤 (日 勤 ・ 交 替) ・ パ ー ト ・ 自 営 ・ 派 遣		
	業 種 ()		
	※雇用期間が定められている場合は期間を記入してください。 雇用期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
就労年月日	年 月 日 採用 ・ 採用予定 (いずれかに○)		
勤務場所 及び 勤務先名	Tel ()		
就労時間	(平日) 時 分 ~ 時 分 (実働 時間)		
	(土曜) 時 分 ~ 時 分 (実働 時間)		
	(祝日) 時 分 ~ 時 分 (実働 時間)		
就労日数	週平均 日	出勤曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝 <input type="checkbox"/> シフト制
育児休業	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
出産休暇	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

上記のとおり就労していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

事業所名 (役職)
(民生委員の方は担当地区名)

代表者名 (氏名)

印

- ※1 この証明書は、放課後児童クラブ利用申請の資料となりますので、該当事項について事実と相違ないように正確に記入してください。
- 2 自営業 (株式会社、有限会社は除く) 及び農業従事者は、地区民生委員の証明をお願いします。なお、確定申告書又は開業届等の写しを添付することで地区民生委員の証明に代えることができます。
- 3 この証明書に虚偽の点が認められた場合、退所となります。
- 4 記載事項の訂正をする場合は、二重線で消したうえで訂正印をお願いします。(修正液使用不可)